

発行日 昭和44年7月10日
発行 三重県度会町
編集 総務課

広報わたらい

広報板

結核検診のお知らせ

- 対象者 15才以上の一般住民（高校生、勤務所で行なう人を除く）
- 料金 無料、通知書をお忘れなく
- 指定の日に受診できない人は、この日程内でしたらどこでも受診できます。

7月14日	9.30~10.00	坂井 高橋多兵衛宅前
〃	10.30~11.30	長原 菓子重商店前
〃	12.30~1.00	鮎川 松井喜四郎宅前
〃	1.20~2.00	立岡 寺の前
〃	2.20~3.00	大久保 寺の前
〃	3.20~4.00	平生 丸平茶工場前
7月15日	9.30~10.30	注連指 農協前
〃	11.00~12.00	田口 寺の前
〃	1.00~2.00	麻加江 高道医院前
〃	2.20~3.00	立花 観音前
7月16日	9.30~10.20	葛原 寺の前
〃	10.40~11.40	大野木 村林清重宅前
〃	1.00~1.30	茶屋広 藤田虎之助宅前
〃	1.50~2.20	当津 寺の前
〃	2.40~3.10	田間 寺の前
〃	3.20~4.00	上久具 寺の裏
7月17日	9.30~10.10	小川 泰道ガソリン店前
〃	10.30~11.20	日向 揭示板前広場
〃	12.20~1.00	中之郷 農協前
〃	1.10~1.40	栗原 伊藤作蔵宅前
〃	2.00~2.40	川口 西井三郎宅前
〃	3.00~4.00	下久具 小岸十三宅前
7月18日	9.30~10.10	脇出 第一連絡所前
〃	10.30~11.10	和井野 農協支所前
〃	11.30~12.00	市場 公民館前
〃	1.00~1.30	柳 農協支所前
〃	1.50~2.30	小萩 ツ
〃	2.50~3.30	駒ヶ野 鈴木倉雄宅前
7月19日	9.30~10.30	牧戸 丸牧茶工場前
〃	11.00~12.00	棚橋 母子健康センター

なお南中村、川上については、レンタゲン車の都合で8月下旬後になる予定です。



トマトの出荷はじまる

稻作にかわる水田を利用したトマトの半促成栽培が一之瀬地区で行なわれていますが、梅雨明けとともにすっかり色づき収穫が始まっています。

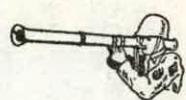
ことは、移植期に雨に恵まれたため植いたみが少なく、着果も良好で、もう第5花房まですっかり実をつけている。

同地区のトマト栽培は、38年に一之瀬農協などの指導で始められたもので、出荷はすべて同農協を通じて名古屋市場に直送されます。

現在、栽培農家は30戸で約2・5haを栽培、年産100トンの収穫が見込まれ、値段の方もキロ当り120円ぐらいで出荷されています。

写真……収穫がはじまつたトマト（南中村で）

自衛官募集



陸と海と空、そこに若いあなたの、すばらしい職場「自衛隊」があります。
ぜひあなたも受験してみませんか。

◆初任給 一七、七〇〇円
(毎年昇給)
◆ボーナス 年四・四ヶ月分
◆衣食住 約一七、〇〇〇円
◆応募資格 18才~24才の男子、女子
くわしいことは町総務課へお問合せください。

1日 安全週間、社会を明るくする運動(7月31日)
7日 七夕
12日 町政懇談会(南中村)
14日 町政懇談会(脇出)
15日 農業委員会委員選挙
16日 やぶりり、成人病検診(小川郷小)、妊娠婦検診(母子健康センター)
17日 夏期大学(内城田中)
18日 乳幼児検診(第一連絡所)、町政懇談会(市場)
19日 伊勢神宮奉納花火大会(柳)
20日 度会郡町村職員ソフトボール大会(内城田)
21日 町政懇談会(小萩)
23日 妊産婦検診(母子健康センター)、町政懇談会(駒ヶ野)
25日 土用の丑、成人病検診(内城田小)、町政懇談会(火打石)、学校修業式

31日 納期限) 町県民税(第一期分)
会(五ヶ町) 会(小川)
康セントー)、町政懇談会(母子健

(つづつおくと便利です)

今月のことよみ

国民年金教室

保険料の未納

今すぐ納めれば有利です

拠出制の国民年金が発足して早くも八年余の納付期間がすぎ年金額も、今国会で審議中の法一部改正案が成立すると、四十五年には夫婦三万円年金が実現することになります。

そこで、これらの人々が将来少しでも有利な年金の受給をしていたため、国民年金開始の昭和三十六年四月から今年の三月までの八年間にについて、保険料の未納または免除期間のある人について、特別扱いとして、これらの未納保険料または免除期間の保険料をいますぐ、さかのぼって納めていただければ、法に定める最高の年金額が受けられることになります。(別表・年金短縮による保険料納付必
要期間をご参照ください)

年金が発足して早くも八年余の納付期間がすぎ年金額も、今国会で審議中の法一部改正案が成立すると、四十五年には夫婦三万円年金が実現することになります。

しかし、将来受ける年金額は、みなさんが毎月納められる保険料の納付期間によって相当の差が生じてきます。

五年には夫婦三万円年金が実現することになります。

五年には夫婦三万円年金が実現することになります。

五年には夫婦三万円年金が実現することになります。

五年には夫婦三万円年金が実現することになります。

五年には夫婦三万円年金が実現することになります。

などについては、町住民課国民年金係にお問合せいただければ、いつでもご相談に応じます。

あと二年で年金開始された現在、高令任意加入者(明治三十年四月一日)と同十四年四月一日)の方は、あと二年で老令年金の受給資格を得ることになり、六十五才から月額五千円の年金が支給されることになります。

しかし、これらの方の中に保険料が一部未納になつていて、保険料の免除を受けている人や、保険料の免除を受けている人は、法に定められた年金額を受けられることがあります。

そこで、これらの人にも最早の年金額(月額五千円)をもらつていただくため、これまで未納になつてある保険料と、免除を受けている保険料まで未納になっている保険料係へお申出ください。

そこで、これらの人にも最早の年金額(月額五千円)をもらつていただくため、これまで未納になつてある保険料と、免除を受けている保険料まで未納になっている保険料係へお申出ください。

そこで、これらの人にも最早の年金額(月額五千円)をもらつていただくため、これまで未納になつてある保険料と、免除を受けている保険料まで未納になっている保険料係へお申出ください。

そこで、これらの人にも最早の年金額(月額五千円)をもらつていただくため、これまで未納になつてある保険料と、免除を受けている保険料まで未納になっている保険料係へお申出ください。

そこで、これらの人にも最早の年金額(月額五千円)をもらつていただくため、これまで未納になつてある保険料と、免除を受けている保険料まで未納になっている保険料係へお申出ください。

(あなたの老後の年金額は……)

◆ 25年以上の納付期間が必要な人(昭5.4.2以降生れ)の場合

$$320\text{円} \times (\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料免除月数}}{3}) = \text{年金額}$$

(25年)

(例) 25年納付の人……320円×300月 = 96,000円
 15年納付で10年免除の人……320円×(15年) + $\frac{10\text{年}}{180\text{月}}$
 $\frac{120\text{月}}{3} = 70,400\text{円}$

◆ 10年以上～25年未満納付期間が必要な人(明44.4.2～昭5.4.1)

$$320\text{円} \times (\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料免除月数}}{3}) = A$$

120円×{300月 - (\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数})} = B

B × \frac{\text{保険料免除月数}}{\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数}} = C

A + C = \text{年金額}

(例) 15年納付の人……計算例省略 72,000円
 10年納付で5年免除の人……計算例省略 56,000円

◆ 高令任意加入の人(昭39.4.1～明44.4.1)

全期間(10年)納付の人 60,000円
 10年中5年免除の人 40,000円

(注) 被保険者が必要とする保険料納付期間は、年令によって別表のとおりです。もし、この納付期間に満たない人は老令年金が支給されなくなりますからご注意ください。

国民年金の概況(県とわが町)

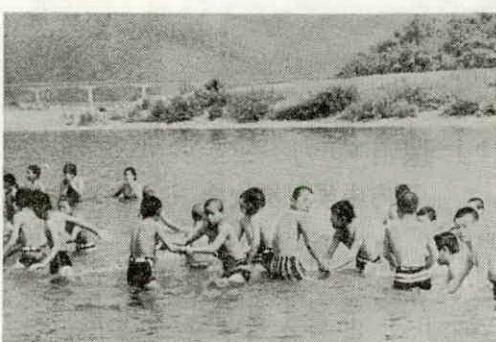
◆ 拠出年金 昭和44.3.31現在

区分	町	県
強制被保険者	1,980人	300.507人
若年任意被保険者	566	47.035
高年任意被保険者	143	20.744
計	2,689	368.286
・免除者		
法定免除者	78人	11.228人
申請免除者	60	19.351
・検認率		
検認(納付)率	98.5%	96.5%
・受給権者(受給額総計935,000円)		
障害年金	3人	349人
母子年金	12	1,616
父兄年金	1	73
◆ 福祉年金(受給額総計11,260,000円)		
老障害年金	573人	69,389人
老母年金	44	5,825
老子年金	5	955

年金短縮による保険料納付必要期間

大5.4.1以前生れ	10年	大12.4.2～大13.4.1	18年
大5.4.2～大6.4.1	11年	大13.4.2～大14.4.1	19年
大6.4.2～大7.4.1	12年	大14.4.2～大15.4.1	20年
大7.4.2～大8.4.1	13年	大15.4.2～昭2.4.1	21年
大8.4.2～大9.4.1	14年	昭2.4.2～昭3.4.1	22年
大9.4.2～大10.4.1	15年	昭3.4.2～昭4.4.1	23年
大10.4.2～大11.4.1	16年	昭4.4.2～昭5.4.1	24年
大11.4.2～大12.4.1	17年	昭5.4.2～以降生れ	25年

(注) 国民年金は、原則として25年以上保険料を納付することが必要ですが同制度発足の昭和36年4月1日に31才(昭5.4.2以前生れ)をこえる人については、上記のように年令に応じた納付期間の短縮措置がとられています。



水泳は楽しく安全に(昨年棚橋地内で写す)

からおこったもので、場所別にみると、海で大人、河川で五人、沼地で一人、その他で二人が小さな命をおろしてあります。

水の事故防止が叫ばれま

一、用水やため池、畑のつぼ野井戸には必ず「さく」をしてください。

二、子どもが、ひとりで川や池などに行かないようふだんからよくいいきかせましょう。

三、水遊びや水泳には、保護者らおとながつき添つて行くようにしましょう。

四、砂利採取場や採取跡などには絶対近づかないよう、いきかせましょう。

五、危険な場所で遊んでいる子どもを見かけたら注意して安全な場所で遊ばせましょう。

六、きめられた場所で泳ぎましょう。

七、増水しているときは、遊びや水泳はやめましょう。

